

入札心得

(修繕工事・業務委託・物品購入等)

岸和田市下水道河川部

(目的)

第1条 この心得は、岸和田市下水道河川部が発注する修繕工事、業務委託（建設工事に係る設計及び測量業務委託を除く）及び物品購入等の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(指名の通知等)

第2条 岸和田市下水道河川部は前条の一般競争入札及び指名競争入札に付するときは、入札参加者に対し、入札日時、入札場所等必要な事項を記載した指名通知書等により通知を行わなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、岸和田市下水道事業会計規則の各条項及びその他の関係法令並びにこの心得、入札要項等を遵守しなければならない。入札参加者は、これらに疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、入札参加者としての節度ある態度を保持しなければならない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者
 - (2) 入札日において、指名を取り消されている者
 - (3) 指名通知書を受領しなかった者
 - (4) 当該入札に関する現場説明に参加しなかった者
 - (5) 入札開始時刻に遅れた者
 - (6) 入札開始前に内訳明細書を提出することを義務付けた入札について、積算した内訳明細書（以下「積算書」という。）を提出しない者
 - (7) 入札時に、入札要項を持参しない者、又は記名押印を欠く入札要項を持参した者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者
- (入札等)

第6条 入札参加者は、設計図書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札室への入室は、入札参加者又は入札参加者の代理人のどちらか1人とする。

3 入札書は、入札時に岸和田市下水道河川部所定の用紙を交付する。

4 入札参加者が届出印を持ち出しでぎず代理人の印で入札する場合、その委任状を持参しなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札書は、楷書で丁寧に記入するものとし、金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「¥」を記入しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書を投函するまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退した者は、これを理由として一切の不利益な扱いを受けないものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の中止等)

第9条 入札参加者が、不正な入札を行うおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあり、入札参加者はその指示に従うこと。

2 前項に定めるもののほか、入札する者が1人となったときは、当該入札は中止することがあり、入札参加者はその指示に従うこと。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第11条 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額（1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。）が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第12条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

2 前項による再度の入札を行うに際し、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第10条第1号若しくは第2号又は第7号から第10号までの規定により無効とされた入札をした者
- (2) 第10条第11号の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不適当と認められる者
- (3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした者

(希望型指名競争入札の場合の読み替え)

第13条 希望型指名競争入札の場合において、第11条および第12条の規定中、「落札者」とあるのは「落札候補者」と読み替えるものとする。

(契約保証金等)

第14条 請負者は、請負金額の100分の10以上の契約保証金（現金、銀行保証小切手又は質権の設定された定期預金証書とする。）を納付しなければならない。ただし、岸和田市下水道河川部が契約保証金の免除を認めた場合はこの限りでない。

2 請負者は第1項ただし書の場合において、損害金の支払い及び業務の完了を連帯して保証する契約保証人を選定したとき、契約保証人は、岸和田市に入札参加資格登録され、当該業務を受託可能な事業者で岸和田市下水道河川部が認めるものでなければならない。

3 契約保証金には、利子を付さない。

4 契約保証金は、業務完了後または目的物の引渡し後に全額を還付する。

(契約書の提出)

第15条 落札者は、入札要項に定める契約締結期限までに、落札者が記名押印した契約書を契約担当者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期日までに契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第16条 岸和田市財務規則第108条の規定により、入札保証金の免除をされた者が、正当な理由がなく契約を締結しない時は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(異議の申立)

第17条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、入札要項の各条項及び現場等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。